

議案第34号

向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月26日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行																								
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 10%;">日</th> <th style="width: 60%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人（以下「投票管理者等」という。）が職務に従事した時間が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文（同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める投票所の開設時間又は期日前投票所の開設時間に満たない場合においては、それぞれの報酬額に、投票管理者等が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を報酬額とする。</u></p> <p>2 略</p>	職名	日	報酬額	略			期日前投票所の投票管理者	日	<u>11,300円</u>	略			<p>別表</p> <p style="text-align: center;">特別職の職員の報酬額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 10%;">日</th> <th style="width: 60%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;"><u>11,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>投票立会人及び期日前投票所の投票立会人が立会の途中で交替した場合又は辞職した場合は、立会時間に応じた報酬を支給するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	職名	日	報酬額	略			期日前投票所の投票管理者	日	<u>11,200円</u>	略		
職名	日	報酬額																							
略																									
期日前投票所の投票管理者	日	<u>11,300円</u>																							
略																									
職名	日	報酬額																							
略																									
期日前投票所の投票管理者	日	<u>11,200円</u>																							
略																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。